

広島市告示第 355 号
令和 3 年 7 月 2 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 フレスポ西風新都

(2) 所在地 広島市安佐南区伴南四丁目 8010 番 6 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

大和リース株式会社

代表取締役社長 北 哲弥

大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号

株式会社ホンダ四輪販売西中国

代表取締役 寺田 敏彦

広島市南区大州一丁目 4 番 38 号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和 3 年 6 月 30 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目 33 番 14 号

広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和3年7月2日から同年11月2日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和3年11月2日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙

(変更前)

小売業者		住 所	備考
名 称	代表者		
生活協同組合ひろしま	代表理事 林 辰也	広島市西区草津港二丁目8番 42号	
株式会社イトウゴフク	代表取締役 伊藤 龍夫	岡山市南区千鳥町5番1号	
株式会社エービーシー・マート	代表取締役 野口 実	東京都渋谷区神南一丁目11 番5号	平成30年6月7日 退店
株式会社ライフグローバライズ	代表取締役 橋本 直毅	大阪府中央区本町一丁目4番 8号エスリートビル2F	平成31年9月30日 退店
株式会社ハーティウォンツ	代表取締役 福岡 慎二	広島市中区八丁堀11番8号	
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄266 番地の1	
株式会社ホンダカーズ広島	代表取締役 舘野 幸宏	広島市南区大州一丁目4番3 8号	

(変更後)

小売業者		住 所	備考
名 称	代表者		
生活協同組合ひろしま	代表理事 横山 弘成	広島市西区草津港二丁目8番 42号	令和3年6月15日 代表者変更
株式会社イトウゴフク	代表取締役 伊藤 龍夫	岡山市南区千鳥町5番1号	
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渚二丁目38 番地	平成30年8月28日 入店
株式会社ツルハグループドラッグ& ファーマシー西日本	代表取締役 村上 正一	広島市西区井口明神一丁目1 番10号	平成27年8月16日 社名変更 平成28年1月26日 住所変更 令和2年8月3日 代表者変更
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄266 番地の1	
株式会社ホンダ四輪販売西中国	代表取締役 寺田 敏彦	広島市南区大州一丁目4番3 8号	平成31年4月1日 名称、代表者変更